

米子市都市公園・緑地の申請手引き

米子市都市整備部都市整備課

1 申請が必要な場合

個人での散歩やランニング
家族で公園の遊具等で遊ぶ
子ども同士で公園で遊ぶ
公園を主に PR するために撮影する など



行為許可申請は
不要

団体でのイベント
(スポーツ行事、集会、展示会、遠足等)
物品の販売やフリーマーケット
映画、撮影、テレビ、CM 等の動画撮影
結婚式前撮り等の写真撮影
地域自治会・町内会の催し
(祭り、防災訓練等) など



行為許可申請が
必要

2 行為許可申請手続きの流れ

① 事前相談

- 都市公園・緑地で行う催し等の目的・内容について相談
- 都市公園・緑地の空き状況の確認等

【お問い合わせ先】 米子市都市整備課公園担当 TEL:0859-23-5247



② 申請手続き

- 実施予定日の1カ月から2週間前までに申請してください。
- 申請は、窓口・メール・郵送で受付できます。

郵送先 : 〒683-0054 米子市鞆町一丁目160番地
米子市都市整備部都市整備課 公園担当

メール : toshiseibi@city.yonago.lg.jp

【提出書類】

公園

- ・米子市都市公園内行為許可申請書
- ・米子市都市公園使用料減免申請書(減免対象の場合のみ)
- ※有料公園施設を利用する場合は、「都市公園有料公園施設使用(変更)許可申請書」を提出。

緑地

- ・行政財産使用許可申請書
- ・行政財産使用料減免申請書(減免対象の場合のみ)
- ・役員等調書兼照会承諾書
- ・市税等納付確認同意書

公園 緑地 共通

- ※必要に応じて提出してください。必要な場合は、事前相談の時にお伝えします。
- ・平面図
- ・企画書(開催日時、内容・目的、電気・水道の使用有無等) など

③ 許可

- 市から許可書及び納入通知書(使用料がかかる場合のみ)を交付します。納期限までに指定金融機関で支払いをお願いします。
- 許可書の発行までには、概ね2週間程度かかります。

④ 当日

- 許可書は必ず携帯してください。
- 許可書の「別紙 許可条件」を遵守してください。

⑤ 後片付け

- 車止めの鍵等、市から貸与されたものは速やかに返却してください。
- 使用時間内に、ごみの回収等、現状回復を行って撤収してください。

3 申請内容の変更・中止について

都市公園及び緑地における申請内容について、変更・中止があった場合は、事前に都市整備課公園担当までご連絡ください。変更となる場合は、下記の申請書をご提出ください。

公園

都市公園内行為等変更申請書

緑地

行政財産使用目的変更承認申請書

4 使用料について

(1) 行為許可に係る使用料

○行為許可

区分	単位	金額
物品の販売、募金その他これらに類する行為	1平方メートル1日につき	110 円
競技会、展示会その他これらに類する行為	1平方メートル1日につき	10 円
業としての写真の撮影		
常時	1か月につき	1,100 円
臨時	1日につき	200 円
業としての映画の撮影	1時間につき	1,100 円
興行	1平方メートル1日につき	20 円

○有料公園施設の利用料

都市公園の名称	有料公園施設の名称	単位	金額
湊山公園	米子市営野外ステージ	1時間につき	2,100 円
皆生海浜公園	多目的広場 夜間照明施設	屋外灯4灯当たり 30 分につき	160 円
		屋内灯 30 分につき	330 円

※使用面積が1㎡未満であるとき又は使用面積に1㎡未満の端数があるときは、1㎡として計算します。

※行為の使用料の額が、月額で定められている場合、1ヵ月未満の端数があるときは、1ヵ月として計算します。

※既納の使用料は原則還付しません。

※行為許可の減免対象となるのは、原則として、「当該行為が営利を目的とせず、かつ、入場料その他これに類する料金を徴収しないとき」に該当する場合です。有料公園施設に

については、「教育委員会が主催する行事を行うとき、特別の理由があると認めるとき」に減免対象となります。

(2) 行為許可に係る光熱水費

イベント等の開催に伴い、公園内の電源や水道を使用する場合で、通常の想定される使用を超える利用を行う場合、光熱水費をご負担いただきます。電源や水道の利用を予定されている場合は、事前に都市整備課公園担当までご相談ください。

【光熱水費をご負担いただく場合】

- ・分電盤等から電源をとる場合
- ・イベントや調理等で大量に水を使用する場合

【光熱水費をご負担いただかない場合】

- ・水飲み場やトイレを利用する場合

○ 光熱水費をご負担いただく場合の注意事項

- ・分電盤から電源を取る場合、事前に電気使用器具の消費電力をお伝えください。また、水道を多量に使用される場合も事前にご相談ください。
- ・使用器具の容量に応じた料金の支払いをお願いしており、1回につき使用器具1KWあたり100円で計算いたします。
- ・使用が終わりましたら、使用料の報告をお願いいたします。使用料に応じた料金を算出し、後日請求いたします。

【お問い合わせ先】

米子市都市整備部都市整備課公園担当

電話:0859-23-5247

FAX:0859-23-5254

メール:toshiseibi@city.yonago.lg.jp

(令和 6 年10月作成)